長崎県スポーツコミッションスポーツコンベンション開催助成事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 長崎県スポーツコミッション(以下、「コミッション」という。)は、地域の「スポーツで人を呼ぶ」ための戦略的なまちづくりを推進するため、スポーツコンベンションの誘致や定着化に向け、県内においてスポーツコンベンションを開催する主催者(以下「大会主催者等」という。)に対して、予算の定めるところにより、長崎県スポーツコミッションスポーツコンベンション開催助成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、この補助金実施要綱(以下、「実施要綱」という。)の定めるところによるほか、長崎県補助金等交付規則(昭和 40 年長崎県規則第 16 号。以下、「規則」という。)及び長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の規定を準用する。

(補助対象経費及び交付基準等)

- 第2条 補助対象経費はコンベンション開催年度内においてコンベンション開催期間中に要する経費とし、 補助の対象となる交付基準及び額等については、別表のとおりとする。
- 2 本事業適用終了後、翌年度からは、同じスポーツコンベンションへの補助は原則として、対象外とする。

(事業の認定)

- 第3条 補助金の適用を受けようとする大会主催者等は、事業認定申請書(様式第1号)により開催日の 20日前までに申請を行うものとする。
- 2 前条による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他会長が必要と認める書類
- 3 コミッションは第1項の規定により申請があった場合、速やかに審査を行うものとし、採択する事業については、事業認定通知書(様式第4号)を大会主催者等あて送付するものとする。
- 4 補助事業等に要する経費配分の変更又は補助事業等の内容を変更する場合は、事前に協議のうえ、 コミッションへ報告を行うこと。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費間の20%以内 の金額の変更については、この限りでない。

(交付の申請及び請求)

- 第4条 前条第3項の事業認定の通知を受けた者は、交付申請書兼請求書(様式第5号)により交付の申 請及び請求を行うものとする。
- 2 前項による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績報告書(様式第6号)
 - (2) 収支精算書(様式第7号)
 - (3) 宿泊証明書(様式第8号)または参加者名簿(様式第9号)
 - (4) 補助対象経費の算定根拠となる書類の写し
 - (5) 大会プログラム等(大会内容がわかるもの)
 - (6) その他会長が必要と認める書類
- 3 申請書の提出期限は、事業完了後30日以内もしくは事業の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 コミッションは、前項の申請があったときは、内容を審査したうえで必要と認められる場合に、予算 の範囲内において補助金の交付決定及び額の確定を行い、大会主催者等に通知する。この場合の様式は、補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第10号)によるものとする。

(雑則)

第6条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この実施要綱は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附則 この実施要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附則 この実施要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附則 この実施要綱は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

別表(第2条関係)

補助金の交付基準及び額について

(交付基準額)

1 補助金の交付基準額及び新規加算額は、スポーツコンベンション参加者の延べ宿泊人数に応じて、 次の表に掲げる額を限度とする。ただし、大会規模が九州大会又はこれに準ずる規模以上であることと する。

· & °		
延べ宿泊人数	交付基準額 (県と市町又は CV 協 会等負担額の合計)	新規加算額 (県と市町又は CV 協 会等負担額の合計)
	五寸英三限の日間/	五寸英三限(*)日田/
300人以上 500人未満	200, 000円	100, 000円
500人以上 1,000人未満	250, 000円	125, 000円
1,000人以上 1,500人未満	500, 000円	250, 000円
1,500人以上 2,000人未満	750, 000円	375, 000円
2,000人以上 3,000人未満	1, 000, 000円	500, 000円
3, 000人以上	1, 500, 000円	750, 000円

(補助期間)

2 同一大会への補助は連続する3年間(1回/年)までとする。なお、当該大会主催者等がスポーツ コンベンションを開催した年度から起算して連続した期間を、年度を単位として通算する。補助事業が 終了した場合、終了年度の翌年度からは、原則当補助制度の対象団体としない。

(適用除外)

- 3 次の各号に該当するものは、補助の対象としない。
 - (1) 国、地方公共団体のプロジェクトで行われるもの(国体、インターハイ等)
 - (2) 各県持ち回りで行われるもの(一定の順序で開催されているもの等)
 - (3) 県内の市町間で大会の開催地が異動するもの
 - (4) スポーツ合宿
 - (5) 興行及び営利を目的とするもの
 - (6) 政治的活動及び宗教的活動を目的とするもの
 - (7) 国及び地方公共団体から他に補助金の交付及び補助金に類する支援を受けているもの
 - (8) スポーツコンベンションが補助事業者の管内市町で開催されていないもの
- (9) その他会長が不適当と認めるもの

(対象経費の負担)

4 この補助金の財源については、県と各市町(市町を構成員とする実行委員会等を含む)が、1 対1の割合で負担するものとし、双方が予算の範囲内において、負担可能な額の低い方の額を各 自の負担額とする。